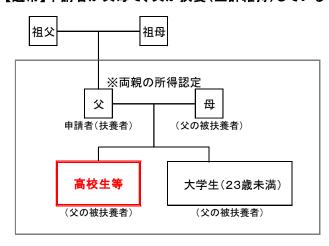
## 申請者と扶養者(生計維持者)が異なる場合

生計を維持している者という概念は、健康保険法等で扶養者と被扶養者の関係を定めるに当たって用いられる概念と同等であり、扶養関係は申請者からの扶養誓約書(様式7)により確認する。

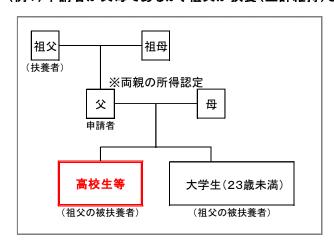
高校生等とその兄弟姉妹が、申請者には扶養(生計維持)されていない場合、「当該世帯に扶養されている 兄弟姉妹」とは言えず、第2子単価を適用することはできない。

## 【通常】申請者が父母で、父が扶養(生計維持)している場合



## 高校生等⇒第2子

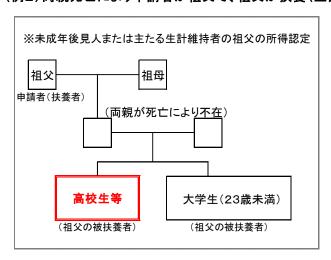
## (例1)申請者が父母であるが、祖父が扶養(生計維持)している場合



#### 高校生等⇒第1子

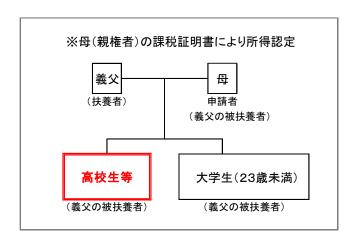
※健康保険における扶養関係では、「大学生」は「父母(申請者)」には扶養(生計維持)されていないとみなし、「高校生等」を「第1子」と判定

#### (例2)両親死亡により申請者が祖父で、祖父が扶養(生計維持)している場合



## 高校生等⇒第2子

# (例3)申請者は母(=親権者。義父とは養子縁組していない)で、 義父が扶養(生計維持)している場合

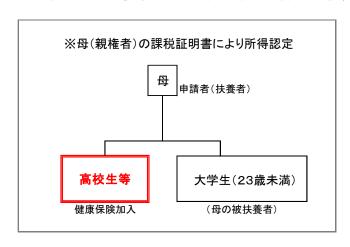


## 高校生等⇒第1子

※健康保険における扶養関係では、「大学生」は「母(申請者)」には扶養(生計維持)されていないとみなし、「高校生等」を「第1子」と判定

#### (例4)申請者は母(=親権者)で、

定時制の生徒本人(未成年)は就業し、誰にも扶養(生計維持)されていない場合



## 高校生等⇒第1子

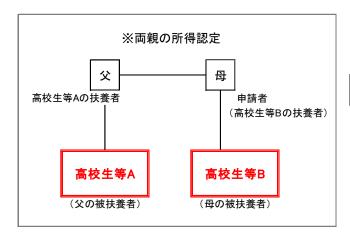
## (例5)申請者は母(=親権者)で、姉が扶養(生計維持)している場合



## 高校生等⇒第1子

※健康保険における扶養関係では、「高校2年生」は「母(申請者)」には扶養(生計維持)されていないとみなし、「高校生等」を「第1子」と判定

# (例6)高校生等が2人おり、扶養者(生計維持者)が父と母で分かれている場合



# 高校生等⇒一方を第2子

※親権者2名分の非課税証明書にて、非課税世帯と認定されれば、扶養がそれぞれ兄弟別であっても、兄弟の一方を第2子単価と判定